

まず逃げる先は？

8・9ページも併せてご覧ください



指定緊急避難場所？ 指定避難所？

災害時の避難先として「避難所」とよく表現されますが、詳しくは「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に区別されています。どちらも災害から身を守るための場所や施設ですが、災害時の状況や緊急性の有無、避難のタイミングによって役割が異なります。

指定避難所

災害が発生して自宅に戻れなくなった人が
一定期間滞在(生活)する施設

台風接近時など、風水害が発生する恐れがある場合は、「自主避難所」として前もって開設する場合があります。指定避難所の開設状況などの情報は、市ホームページのほか、テレビのデータ放送やおおさか防災ネットのメール配信サービスでも確認できます(9ページ参照)。

なお、新型コロナウイルスなど感染症の拡大リスクが懸念されます。親戚や友人宅など、指定避難所以外の避難先の確保もご検討ください。

指定避難所には
こんなマークがあります



指定避難所

指定避難所で知っておいてほしいこと

- 生活に必要な物品(33ページ参照)は、できる限り持参してください
- 状況に応じて、市の備蓄物資や支援物資を指定避難所へ順次届けます
- 自宅や親戚宅などに「在宅避難」している場合でも、最寄りの指定避難所で物資を受け取れます

また、指定避難所には、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害のある人などが避難するための「福祉避難所」があります。

福祉避難所は、一般の避難所で生活困難と市が判断した場合に避難していただく施設ですので、個人の判断で直接避難することはできません。

指定緊急避難場所

災害の危険から逃れるための一時的な避難場所

災害種別(33ページ参照)ごとに指定されているため、避難する場合は、どの災害種別で指定されているか確認の上、避難してください。また、水害の場合は、状況や浸水想定によっては指定緊急避難場所まで避難しなくても、自宅2階やマンション上層階への避難(垂直避難)で危険から逃れられる場合もあります。

指定緊急避難場所には次の場所も含まれます。

■市内の広域避難場所

- 大阪大学豊中地区
- 服部緑地公園地区
- 野田中央公園地区

■市内の津波・洪水避難ビル

- 神崎川日光ハイツ(大島町)

※今後も民間施設などの協力も募りながら、指定場所を増やしていく予定です



かまどベンチやマンホールトイレなどの防災機能を備えた公園として整備されている野田中央公園

指定緊急避難場所には
こんなマークがあります



指定緊急避難場所



津波・洪水避難ビル

それぞれの目的や違いを知っておいてください

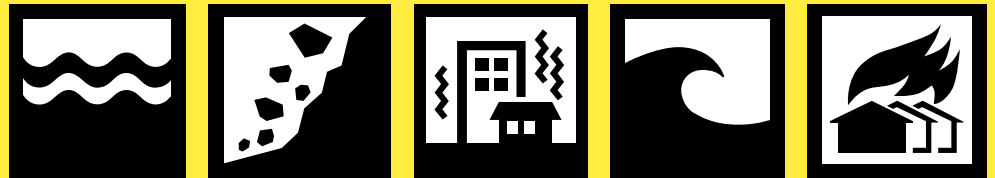
災害種別ごとの指定とは？

指定緊急避難場所は、その場所に避難すべきかどうかは災害の種別によって分けられており、発生している災害の状況によって避難すべき場所が異なります。

例えば、公園やグラウンドは地震発生時には避難できますが、洪水などの風水害発生時には場所によって避難できない場合があります。

指定緊急避難場所の災害種別ごとの指定については、全国統一のマーク(右記参照)に避難の可否を記号(○、×)で分かりやすく表示した看板を、令和2年度(2020)中に設置する予定です。

指定緊急避難場所ごとの災害種別全国統一マーク



洪水 崖崩れ 地震 津波 大火災

指定緊急避難場所や指定避難所を確認する際は、どの災害種別で指定されているかを、ハザードマップや現地でご確認ください

非常時持ち出し品リストと注意点

すぐに取り出せる場所にまとめて準備。食料品の消費期限や医薬品・電池の使用期限などを定期的に確認しましょう。

- 水……………一人が1日に必要な量は3リットル。ペットボトルや清潔なポリタンクに最低3日分
- 食料品……………缶詰や栄養補助食品など、消費期限が長くかさばらないもの
- 常備薬・持病の薬……………持病のある人は切らさないように日頃の保管状況に注意
- 衛生用品……………マスク、除菌シートなど感染症の予防効果が期待できるもの
- 救急用品……………ばんそうこう、包帯など応急処置ができるもの
- 下着・靴下・衣類……………動きやすく防寒できるもの
- 軍手……………滑り止め付きの丈夫なもの
- 現金……………紙幣だけではなく小銭も用意
- 携帯ラジオ・懐中電灯……………電池も一緒に保管



その他、こんな場合はそれぞれ必要なものがあります

妊産婦がいる場合 避難生活中の出産に備えて

- 脱脂綿
- ガーゼ
- さらし
- T字帯
- 母子手帳 など

乳幼児がいる場合

- ミルク
- 哺乳瓶
- おむつ
- 離乳食
- おんぶ・抱っこ紐 など

要介護者がいる場合

- おむつ
- ティッシュ
- 補助具の予備
- 各種手帳
- 防寒着 など

上記は一例であり、避難する状況はそれぞれ異なります。自分が、家族が避難するときに、何を持って避難しなければならないのか、今一度整理してみてください。

ご活用ください

災害に備えるための制度

災害を正しく知って備える

とよなか防災アドバイザー派遣制度

令和元年度(2019)から、気象防災アドバイザーや防災士など、防災の専門家を派遣する「とよなか防災アドバイザー制度」を始めました。4人のアドバイザーが登録されており、避難訓練のシナリオ策定、気象情報の使い方、地震や津波など災害への対応について、講義やアドバイスをを行います。派遣を希望される場合は、危機管理課にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣できない場合があります

とよなか防災アドバイザー派遣制度の対象

研修会など: 防災意識の啓発を図ることを目的とした研修や講習など

主催者: 校区自主防災組織、自治会、PTA、マンションの管理組合など

規模・時間: 25人以上・2時間程度

情報の正しい使い方を知ってほしい

「気象情報が防災に活用できることを知ってほしい」。気象予報や調査研究、開発途上国への技術指導など気象に関する仕事に長く携わってきて、そんな思いを強くし、昨年からは豊中市の防災アドバイザーとして活動しています。「どの情報がどの状況につながるのか」「どんな情報が出たら危険なのか」、あふれる情報にただ不安を感じるのではなく、防災に生かすことができる情報があるということを知ってほしいです。



とよなか防災アドバイザー
三橋功治さん(59歳)

自主防災組織の積極的な活動など、豊中市の防災への取り組みの意識は非常に高いと思います。そんな中であって、伝えなければならないことはもちろん、民間人だからこそお話しできることなども今後しっかりとお伝えしていきたいと思っています。

地域ので一人でも多くの人を助けるために

防災・福祉ささえあいづくり推進事業

市は、災害発生時などに自分自身で避難することが困難で、避難するために特に支援を必要とする人(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。名簿への個人情報掲載の意思を確認した上で、災害に備えて地域の支援者に提供し、要支援者の把握や訓練に活用しています。これは善意・共助による地域の助け合いの取り組みで、名簿に掲載されていても災害時の状況によっては支援を受けられない場合があります。また、災害発生時には、名簿に掲載されていない対象者の情報も、地域の支援者へ提供することがあります。

☎障害福祉課 ☎6858-2266、☎長寿安心課 ☎6858-2237

名簿掲載の対象者は以下のとおり

- 65歳以上の単身世帯で、要介護1・2または要支援1・2の認定を受けた人
- 要介護3以上の認定を受けた人
- 視覚障害、上肢・下肢・体幹機能障害いずれかの1級または2級、聴覚障害2級の身体障害者手帳所持者(児)
- 精神障害者保健福祉手帳1級所持者で単身者
- 療育手帳A所持者で単身者
- 難病患者(一定要件を満たす常時人工呼吸器装着者)
- 上記のほか、災害時の自力避難に不安を抱く人で市長が特に必要と認めた人

ニュース 名簿掲載の案内を 令和2年7月下旬に送付

今年度新たに対象になった人と昨年度に未回答の人を対象に、郵送で同名簿掲載の意思確認を実施します。返信用封筒を同封していますので、同意の有無にかかわらず、期日までの返送にご協力ください。

市はこんな取り組みを進めています

民間事業者と協定を締結

府内初

災害時における資材及び生活物資等の確保並びに施設の利用に関する協定

締結日：令和2年3月1日

締結事業者：ロイヤルホームセンター株式会社

内容：災害発生時などの応急措置のために、緊急で物資などを調達する必要がある場合に、同社に保有物資の提供を要請。また、応急対策業務に同社が管理・所有する施設を提供してもらうなど、ハード面でも連携



北摂初

災害時における電動車両等の支援に関する協定

締結日：令和2年3月9日

締結事業者：西日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社

内容：災害発生時に両社が保有する電動車両などを避難所に配置し、電気供給に活用。また、普段から同車両などの災害時の有用性の啓発などに連携して取り組む



避難所の設備・物資を拡充

市立小中学校に大型スポットクーラーを設置

災害時の避難所としても利用される市立小中学校に、夏の熱中症対策として大型のスポットクーラーを設置します（令和2年度中）。

☎学校施設管理課 ☎6858-2546

液体ミルクなどの備蓄を開始

災害時における避難者支援やこども園の機能維持のため、液体ミルクのローリングストック（※）をはじめ、使い捨て哺乳瓶や手回し発電機などの物資を備蓄していきます。

※使ったときに使った分だけ新たに買ったことで、常に一定量を備蓄しておく方法

☎こども事業課 ☎6858-2255

災害時には、事前の備え(自助)と地域での助け合い(共助)が重要です

災害発生時、いざという時に落ち着いて行動をするには、まずは事前の準備が大変重要です。今回の特集の中でご紹介した浸水想定が見直されたことや避難所について知ること、また、災害時に正確な情報を確実に入手するための手段について準備しておくことなど、まず自分でできることがたくさんあります。

また、災害時の助け合いを円滑に進めるために日頃から地域の方々との交流機会を増やすことも大切です。お互い顔だけでなく近況も知っている、そんな地域が広がることで、万が一のときに一人でも多くの命が助かることにつながります。

まずは、皆さんができることから始めてみてください。